

関市立図書館雑誌スポンサー制度取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、関市立図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の取り扱いに関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 関市立図書館（以下「図書館」という。）で配架する雑誌を広告媒体として民間事業者等に提供し、当該民間事業者が当該雑誌の購入費を負担することにより雑誌購入費を節減し、併せて他の図書資料の購入費に充当することにより図書館サービスの向上を図ることを目的とする。

(雑誌スポンサー制度の内容)

第3条 雑誌スポンサー制度は、広告を表示する者（以下「雑誌スポンサー」という。）が購入代金を負担する雑誌の最新号のカバー表面にスポンサー名を表示し、裏面にスポンサーの希望により広告を掲載し、図書館利用者の閲覧に供する。

(雑誌スポンサー及び広告の対象)

第4条 雑誌スポンサーは、企業及び個人の事業者、その他市長が適当と認める者を対象とし、個人を対象としない。

- 2 雑誌スポンサーが、「関市広告掲載基準」第2条に該当する規制業種又は事業者に係るものは、対象としない。広告の掲載中にこれらに該当するに至った場合も同様とする。
- 3 広告の内容は、図書館の公共性、社会的信頼性を損なうおそれのないものとし、「関市広告掲載要綱」第4条、「関市広告掲載基準」第3条に該当するものは、対象としない。

(雑誌の選定)

第5条 雑誌スポンサーは、図書館と協議のうえ提供する雑誌を選定する。

(広告の規格、表示方法)

第6条 提供雑誌の最新号カバー表面については、縦4cm、横13cm以内で地色は白色、文字は黒色のスポンサー名等の表示とし、貼付位置は、最新号カバー中央より下部とする。

- 2 裏面に掲示する広告は、最新号カバーに収まるA4版以下のサイズのものとし、スポンサーが作成した片面印刷のものを使用する。

(広告掲出期間)

第7条 広告の掲出期間は原則として1年間（4月1日～翌年3月31日）とする。年度の

途中からは、市長が掲出を決定した月の翌月から当該年度の3月31日までとする。ただし、期間満了の2か月前までに、市長又は雑誌スポンサーいずれかの解約の意思表示がない場合は自動的に更新するものとし、その後も同様とする。

2 雑誌スポンサーからの年度途中での取りやめは認めない。

(提供雑誌購入代金の支払い方法)

第8条 雑誌スポンサーは、次の各号に定める雑誌購入代金の支払方法により、関市立図書館指定の納入業者に直接支払うものとする。

- (1) 支払いは一括前払いとし、価格変動により過不足が生じた場合は、年度末に精算するものとする。
- (2) 振込手数料は、雑誌スポンサーの負担とする。
- (3) 雑誌スポンサーが提供する雑誌が休刊した場合は、図書館と協議の上、別の雑誌に広告を振り替えることとする。
- (4) 年度途中の取りやめ及び納入業者への前払い代金の返還はできないものとする。

(雑誌スポンサーの申込)

第9条 雑誌スポンサーの申し込みは、関市広告掲載要綱第8条第1号により雑誌スポンサーを募集する方法とし、雑誌スポンサーの申し込みをしようとする企業及び個人の事業者等は、関市広告掲載要綱第9条第1項の関市広告掲載申請書(別記様式第1号)に広告案を添付して、市長に申請しなければならない。

(広告の内容審査)

第10条 広告の内容審査は、関市広告掲載要綱第10条の関市広告掲載審査会が同要綱に基づき実施し、審査会の意見を付した上で市長が掲出の可否について決定するものとする。

(広告掲載の責務)

第11条 雑誌スポンサーは、掲載した広告の内容に関する一切の責任を負う。

附則

この基準は、平成26年9月25日から施行する。